

川崎市防災対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 防災対策の充実・強化を図り、災害による被害を軽減することを目的として、川崎市防災会議条例（昭和38年川崎市条例第14号）第4条及び川崎市防災会議運営要綱第5条の規定に基づき、川崎市防災対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について研究・検討する。

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災対策の諸施策に関すること。
- (3) その他防災対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、川崎市防災会議専門委員（以下「専門委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、川崎市防災会議条例第4条第3項の規定に基づき研究・検討が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員長は、川崎市防災会議会長の指名した専門委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した専門委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討する事項に関係する所管課長及び関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて研究成果等を市長及び川崎市防災会議に報告する。

(小委員会)

第8条 委員長は、委員会に必要に応じて個別に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員長の指名した専門委員及び検討する事項に関係する所管部長又は所管課長をもって組織する。

3 小委員会に座長を置き、委員長の指名した専門委員をもって充てる。

4 座長は、小委員会を招集し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

5 座長は、検討結果等を委員会に報告する。

6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した専門委員がその職務を代理する。

(事務局)

第9条 事務局は危機管理本部危機管理部に置く。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項について

は、その都度協議し定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年8月19日から施行する。
(川崎市防災会議専門部会運営規定の廃止)
- 2 この要綱の施行に伴い、川崎市防災会議専門部会運営規定は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。